

株 主 各 位

神戸市中央区京町83番地

**ケミプロ化成株式会社**

代表取締役社長 兼 俊 寿 志

## 第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第45期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.chemipro.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名（ケミプロ化成）または証券コード（4960）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」の欄より、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日の株主総会ご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目9番1号  
神戸国際会議場 5階 501号会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項  
報告事項 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- ◎議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- ◎インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

以上

- ・株主総会にご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・定時株主総会の決議通知につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいませようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時開始



**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



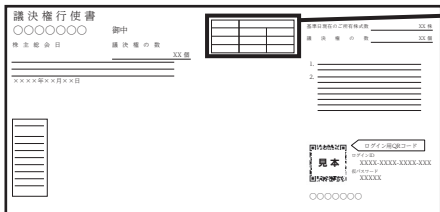
**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

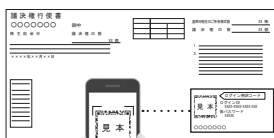
- ・議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

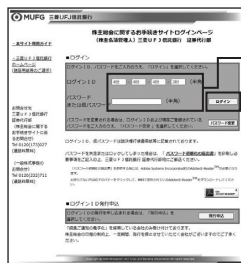


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで、財務体質の強化を図りつつ、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第45期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円  
配当総額 83,117,470円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	かね とし ひき し 兼 俊 寿 志 (1961年7月27日生)  (再任)	1985年4月 株式会社第一勧業銀行入行 (現株式会社みずほ銀行) 2009年1月 株式会社みずほ銀行亀戸支店長 2010年11月 同行公務第二部長 2013年5月 当社出向 当社管理本部財務経理部長 2014年6月 当社常務取締役社長室長 兼 管理本部長 兼 財務経理部長 兼 総合管理部長 兼 コンプライアンス担当役員 2016年6月 当社代表取締役副社長 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員 2019年4月 当社代表取締役社長 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員 2024年7月 当社代表取締役社長 兼 管理本部長 (現任)	188,093株
2	かわ い のり お 河 井 典 生 (1965年5月16日生)  (再任)	1989年3月 当社入社 2006年4月 当社化学品事業部営業本部長 2008年4月 当社執行役員化学品事業部 営業本部長 2011年6月 当社取締役営業本部長 兼 営業部長 2016年6月 当社取締役退任 当社常務執行役員営業本部長 兼 購買部長 2018年6月 当社常務取締役営業本部長 兼 有機ELビジネス推進本部付 営業管掌 兼 購買部長 2019年7月 当社常務取締役営業本部長 兼 購買部長 2024年7月 当社常務取締役営業本部長 兼 購買部長 兼 コンプライアンス担当役員 (現任)	102,194株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	はこ ぎき たつ や 箱 崎 竜 也 (1973年2月19日生)  (再任)	1995年4月 当社入社 2015年4月 生産技術部統括本部相生工場生産技術部長  2019年7月 当社執行役員生産技術部統括本部相生工場生産技術部長 兼 姫路工場生産技術部長 兼 明石工場生産技術部長 2022年7月 当社執行役員生産技術部統括本部付部長 兼 姫路工場生産技術部長 兼 明石工場生産技術部長 2024年6月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 姫路工場生産技術部長 兼 明石工場生産技術部長 兼 新規ビジネス推進部技術担当役員 2024年7月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 姫路工場生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員 (現任)	7,887株
4	だい がく たか ゆき 大 學 隆 行 (1972年12月19日生)  (再任)	1995年4月 当社入社 2014年11月 当社営業本部営業部長 2019年7月 当社執行役員営業本部営業部長 2021年4月 当社執行役員営業本部営業部長 兼 営業管理部長 2024年6月 当社取締役営業本部副本部長 兼 営業部長 兼 営業管理部長 (現任)	7,887株
5	やま せ なお 山 瀬 直 (1969年1月13日生)  (新任)	1991年4月 関西ペイント株式会社入社 2019年7月 同社社長室副室長 2020年4月 同社管理本部コミュニケーション推進部長 2023年4月 当社入社 2024年7月 当社執行役員社長室長 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	やなぎ まさ じ 柳 雅 二 (1960年10月23日生)  (再任)	1984年4月 野村證券株式会社入社 2004年4月 同社神戸支店長 2007年4月 同社執行役 2011年4月 同社常務執行役員 2013年4月 同社取締役 2014年4月 高木証券株式会社 専務執行役員 2016年3月 同社専務執行役員退任 2016年6月 当社取締役(現任) 2017年3月 株式会社ショーケース・ティービー (現株式会社ショーケース) 社外 取締役(2023年3月退任) 2019年1月 スリープログループ株式会社(現 ギグワークス株式会社) 社外取締役 (2020年2月退任) 2019年12月 きらぼし証券準備株式会社 取締役会長(2020年8月退任) 2020年8月 きらぼしライフデザイン証券株式 会社 取締役会長(2021年6月退任) 2021年7月 株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ顧問(現任)	一株
7	たから だ けん た ろう 寶 田 健 太 郎 (1974年6月29日生)  (再任)	1999年9月 太田昭和アーンストアンドヤング 株式会社(現EY税理士法人) 入社 2001年4月 高野総合会計事務所入社 2002年1月 税理士登録 2002年7月 宝田税務会計事務所(現宝田・寿原 会計事務所) 設立 代表(現任) 2006年8月 スターライトコンサルティング株式 会社設立 代表取締役(現任) 2010年8月 株式会社コスメックス(現MDVトラ イアル株式会社) 社外監査役 (2022年12月退任) 2012年4月 アント・キャピタル・パートナーズ 株式会社 社外監査役(現任) 2017年4月 ACANext株式会社 社外監査役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	一株
8	た なか こう じ 田 中 耕 司 (1958年9月22日生)  (再任)	1982年4月 大阪中小企業投資育成株式会社入社 2004年4月 同社総務企画部長 2009年6月 同社取締役 2020年6月 同社理事(非常勤) (2023年6月退任) 2022年6月 当社取締役(現任) 2023年9月 資本政策研究所代表(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は、社外取締役候補者であります。

3. 柳雅二氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けされた見識に加え、証券市場に関わる深い知見と営業経験等を当社経営に反映し、執行業務を行う社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。
4. 寶田健太郎氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けられた見識に加え、税務会計に係る専門知識並びにコンサルティング経験等を当社経営に反映し、執行業務を行う社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。
5. 田中耕司氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けされた見識に加え、多様な業種への投資育成業務に管理者として永年携わっており、深い知見や数多くの経験等を当社経営に反映し、社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。
6. 柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は、現在当社の社外取締役であります。3氏の就任期間は、本総会終結の時をもって柳雅二氏が10年、寶田健太郎氏が8年、田中耕司氏が4年となります。
7. 柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。それぞれの候補者の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 当社は、柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は当社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役を選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中途に同内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役1名が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<small>たか</small> <small>さき</small> <small>しょうのすけ</small> 高崎 勝之助 (1979年10月13日生) (再任)	2006年4月 BASFジャパン株式会社 入社 2014年6月 同社財務部長 2015年12月 BASF東アジア地域統括本部(香港) ディスパージョン&レジン事業本部 アジア太平洋地域コントローリングヘッド 2019年12月 BASFジャパン株式会社 財務・ コントローリング部長 2022年6月 当社監査役(現任) 2025年6月 エヌ・イー ケムキャット株式会社 監査役 (現任) 2025年7月 BASFジャパン株式会社 取締役ビジネス サービス本部長 兼 財務部長(現任) 2025年7月 BASF INOAC ポリウレタン株式会社 監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 高崎勝之助氏を社外監査役候補者とした理由は、経歴に裏付けされた見識に加え、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者として財務他の管理部門に関わる深い知識や経験があり社外監査役として相応しいと判断したためであります。なお、BASFジャパン株式会社は当社の主要取引先であり、当社の特定関係事業者であります。また、同社は当社の株主(持株比率7.6%)であります。
4. 高崎勝之助氏は、現在当社の社外監査役であります。同氏の就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、高崎勝之助氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は当社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補すること

ととしており、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。また、候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同内容で更新することを予定しております。

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における経済情勢は、米国通商政策による不確実性が続く中、年度末には米国及びイスラエルによるイランへの攻撃などもあり、先行きの見通しが予測できない状況となりました。このような中でしたが、年度を通して米国経済は、引き続き底堅く推移しましたが、欧州及び中国経済は依然として停滞が続きました。わが国経済についても顕著な回復の動きはみられず、加えて、地政学的リスクの一層の深刻化により、全体として非常に不安定な状況でありました。

このような経済環境の中で、当社の属するファインケミカル業界につきましては、需要の昨年度後半からの低迷継続と、それに伴う廉価販売攻勢の状況が続きました。加えて、高い水準が続いていた原材料価格やエネルギーコストは年度末にかけて更に高騰し、利益面でも厳しい状況で推移しました。当社においては、拡販及び価格転嫁に努めて参りましたが、特に主力製品の販売が極めて低調であったこと、新製品の販売計画に遅れが発生したことなどにより、減収減益となりました。

具体的な当事業年度における当社の売上高は、化学品事業では、製紙用薬剤および酸化防止剤は拡販効果により増収となったものの、主力製品である紫外線吸収剤が、昨年度後半の需要低迷から回復しなかったことに加え、年度内での販売を見込んでいた新製品について、原材料入手の難航による生産遅れにより、今期の売上計上に至らなかったこと、一部受託製造製品の受注が減少したことなどから、大幅な減収となりました。また、その他の製品分野でも販売強化に努めたものの売上は伸び悩み、事業全体として減収となりました。ホーム産業事業では、各種製品の拡販に努めたものの、工事受注の減少に伴う関連製品の減収が影響し、前事業年度を下回りました。これらにより売上高全体では、前年同期比764百万円減の8,946百万円(前年同期比7.9%減)で着地いたしました。利益面では、売上高の大幅な減収が影響し、営業利益は341百万円(同15.1%減)となりました。経常利益については、一部の工場で新たな製品の生産取り込みをしたこともあり、生産休止費用が、前事業年度から33百万円減となる139百万円の計上に抑制したものの、金利の影響もあり、経常利益は128百万円(同26.1%減)となりました。税引前当期純利益については、特別利益として投資有価証券売却益265百万円、保険解約返戻金41百万円を計上した一方で、投資計画の中止により固定資産除却損を34百万円計上したことか

ら401百万円（同131.2%増）となりました。当期純利益については、法人税、住民税及び事業税が108百万円、法人税等調整額が△1百万円となり294百万円（同130.0%増）となりました。

以下に各事業の概要をご報告いたします。

（化学品事業）

当事業年度の売上高は、主力製品である紫外線吸収剤が前年同期比635百万円減の4,288百万円（前年同期比12.9%減）となったことに加えて、写真薬中間体が同13百万円減の197百万円（同6.3%減）、電子材料が同7百万円減の27百万円（同20.7%減）、受託製造製品が同192百万円減の2,172百万円（同8.2%減）となる一方で、製紙用薬剤が同92百万円増の341百万円（同37.2%増）、酸化防止剤が同32百万円増の946百万円（同3.6%増）、となり、全体では同737百万円減の8,018百万円（同8.4%減）となりました。

（ホーム産業事業）

当事業年度の売上高は、木材保存薬剤の売上高が前年同期比7百万円増の772百万円（前年同期比1.0%増）となる一方で、その他が同34百万円減の154百万円（同18.4%減）となったことから、全体では同27百万円減の927百万円（同2.8%減）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は、393百万円でした。これは、既存設備及び基幹システムの更新、分析機器の取得などによるものであります。

なお、設備投資につきましては、自己資金及びリースによりまかないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区 分	第 42 期 (2022.4.1~2023.3.31)	第 43 期 (2023.4.1~2024.3.31)	第 44 期 (2024.4.1~2025.3.31)	第45期(当事業年度) (2025.4.1~2026.3.31)
売 上 高	9,760,638	9,236,157	9,710,828	8,946,058
経 常 利 益	121,120	132,859	173,610	128,345
当 期 純 利 益	71,084	126,170	128,077	294,538
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4円41銭	7円82銭	7円98銭	18円30銭
総 資 産	13,783,787	13,713,882	13,297,811	12,817,685
純 資 産	4,595,539	4,679,600	4,777,291	4,999,669

（注）1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

### (3) 対処すべき課題

米国、イスラエルによるイランへの攻撃を発端とした各種情勢変動により、当社を取り巻く事業環境は、短期的な変化が激しく、当社顧客の需要動向に不透明感が強まっていることに加え、当社製品製造に不可欠なナフサ由来の原材料等の調達量が量・価格の両面で不安定になっており、先行きの見通しを立てることが難しく、平時の事業活動の状況とは大きく異なってくるものが予想され、今後の業績の見通しについては適正かつ合理的な数値の算出が困難な状況にあります。

当社といたしましては、主力製品を中心とした既存取引先との関係・維持強化に加え、環境配慮型新規製品の開発を含めた各製品の販路拡大を図るとともに受託製造製品ラインナップの拡充などにより、安定収益の持続的な確保を図ってまいります。また、官学連携の製品開発改良活動の展開や環境配慮型製品への計画的なシフトのほか、原材料や設備見直しなどを実施することにより、一層の事業安定化を図ってまいります。

加えて、優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、利益確保と在庫削減などにより内部留保を充実させるとともに資金調達可能枠の確保に繋げ、強靱な財務基盤を構築します。そして、それらに基づく安定配当の継続により、株主の皆様への満足度向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

有機化学工業薬品(紫外線吸収剤、酸化防止剤、製紙用薬剤、写真薬中間体、電子材料、木材保存薬剤等の製品)の製造販売

(5) 部門別売上高の概況 (2026年3月31日現在)

(単位:千円、%)

事業別	品目	第43期 (2023.4.1~2024.3.31)		第44期 (2024.4.1~2025.3.31)		第45期(当事業年度) (2025.4.1~2026.3.31)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
化学品事業	紫外線吸収剤	4,939,961	53.5	4,924,084	50.7	4,288,986	47.9
	酸化防止剤	593,631	6.4	913,776	9.4	946,314	10.6
	製紙用薬剤	211,137	2.3	248,901	2.6	341,449	3.8
	写真薬中間体	291,447	3.2	210,273	2.2	197,139	2.2
	電子材料	63,110	0.7	34,250	0.4	27,154	0.3
	受託製造製品	2,132,521	23.1	2,365,168	24.4	2,172,344	24.3
	その他	66,445	0.7	60,241	0.6	45,548	0.5
	(小計)	8,298,255	89.8	8,756,696	90.2	8,018,938	89.6
ホーム産業事業	木材保存薬剤	755,598	8.2	764,857	7.9	772,700	8.6
	その他	182,303	2.0	189,274	1.9	154,419	1.7
	(小計)	937,901	10.2	954,132	9.8	927,119	10.4
合計		9,236,157	100.0	9,710,828	100.0	8,946,058	100.0

(注) 1. 数量については、同一品目の中でも種類が多く、かつ仕様も多岐にわたるため、記載を省略しております。

2. 金額は、販売価格で表示しており、消費税等を含んでおりません。

3. 主要品目は、事業毎に分類して表示しております。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本社 神戸市中央区京町83番地  
研究所 相生  
工場 明石、姫路、相生、大阪、福島  
営業所 大阪、福岡、関東(埼玉県川越市)

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222(9)名	6名増(1名増)	44.2歳	15.8年

(注) 従業員数は就業員数で、従業員、嘱託、受入出向者を含んでおります。また、パート及び派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,130百万円
株式会社みなの銀行	1,103
株式会社中国銀行	578
株式会社三菱UFJ銀行	473
株式会社りそな銀行	473
株式会社三井住友銀行	441

## 2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,623,613株  
 (3) 株主数 6,752名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ケ ア シ ス テ ム ズ	3,467千株	20.9%
公 益 財 団 法 人 福 岡 直 彦 記 念 財 団	2,791	16.8
福 岡 靖 介	1,322	8.0
B A S F ジャパン株式会社	1,270	7.6
ケミプロ化成取引先持株会	936	5.6
株 式 会 社 み な と 銀 行	593	3.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 E 口 )	510	3.1
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	195	1.2
兼 俊 寿 志	188	1.1
伊 藤 象 二 郎	169	1.0

(注) 当社が保有している自己株式が119株あります。

なお、自己株式には信託が保有する当社株式510,483株を含めておりません。

持株比率は自己株式(119株)を控除し小数点第2位を四捨五入して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

地 位	株 式 数	交付を受けた者の人数
取 締 役	51,044株	5名

(注) 2024年6月19日開催の第43期定時株主総会決議に基づく取締役（社外取締役を除く。以下、同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度の改定により、譲渡制限を付して取締役型に給付された株式数を記載しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	兼 俊 寿 志	管理本部長
常務取締役	河 井 典 生	営業本部長 兼 購買部長 兼 コンプライアンス担当役員
常務取締役	赤 瀬 寿	生産本部長 兼 福島工場長
取 締 役	箱 崎 竜 也	生産技術部統括本部長 兼 姫路工場生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部 技術担当役員
取 締 役	大 學 隆 行	営業本部 副本部長 兼 営業部長 兼 営業管理部長
取 締 役	柳 雅 二	株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ 顧問
取 締 役	寶 田 健 太 郎	宝田・寿原会計事務所 代表 スターライトコンサルティング株式 会社 代表取締役
取 締 役	田 中 耕 司	資本政策研究所 代表
常 勤 監 査 役	金 子 勇 一	
監 査 役	高 崎 勝 之 助	BASFジャパン株式会社 取締役ビジネスサービス本部長 兼 財務部長
監 査 役	今 西 康 訓	弁護士法人本町中央法律事務所 代表社員
監 査 役	辻 村 温 憲	辻村温憲公認会計士・税理士事務所 代表

(注) 1. 当事業年度の取締役及び監査役の異動

#### ①就任

2025年6月25日開催の第44期定時株主総会において、辻村温憲氏が監査役に、新たに選任され就任いたしました。

#### ②辞任

2025年6月25日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、常本良治氏は監査役を、辞任いたしました。

2. 取締役柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役高崎勝之助氏、今西康訓氏、辻村温憲氏は社外監査役であり、今西康訓氏及び辻村温憲氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役高崎勝之助氏は、当事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者と

- して財務他の管理部門に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役今西康訓氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。
  6. 監査役辻村温憲氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  7. 責任限定契約の内容の概要  
当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
  8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役及び執行役員

②保険契約の内容の概要

被保険者が会社役員としての業務につき行つた行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行つた役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

## (2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	支給人数	基本報酬	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	112,200千円 (14,400)	2,678千円 (-)	114,878千円 (14,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4)	21,600千円 (10,800)	一千円 (-)	21,600千円 (10,800)
合 計 (うち社外役員)	13名 (7)	133,800千円 (25,200)	2,678千円 (-)	136,478千円 (25,200)

- (注) 1. 上記には、2025年6月25日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名（うち社外監査役1名）の基本報酬が含まれております。
2. 取締役の報酬の総額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は、役員別ポイント数に第44期の期初に設定した経常利益目標額200万円の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定しております。経常利益額を業績指標に選定した理由は、取締役報酬と当社業績及び株式価値との連動性が明確であるからであり、第44期の業績指標に関する実績は業績連動報酬差引前経常利益で183百万円でありました。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

#### ① 基本報酬

取締役の報酬額は、1995年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)当該株主総会最終時点の取締役の員数は12名です。監査役の報酬額については、1997年6月27日開催の第16期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は3名です。

#### ② 業績連動報酬(非金銭報酬)

2024年6月19日開催の第43期定時株主総会の決議により、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、業績達成度等に応じてポイントを付与し、対象となる取締役と包括的譲渡制限契約を締結した上で、毎年一定の日に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

(社外取締役及び監査役は除く。)取締役へ付与されるポイント数は代表取締役、役員取締役及び取締役の別に、役別ポイント数に事業年度の期初に設定した経常利益目標額の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定いたします。当該株主総会最終時点の社外取締役を除く取締役の員数は5名です。

### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(上記決定方針に関する決議を2024年6月19日開催の取締役会で決議済)

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬(株式給付信託)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ③ 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型の株式報酬(株式給付信託)は、役員株式給付規程に基づき当該事業年度

における役位、業績達成等に応じて定まる数のポイントを付与する。取締役が付与するポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株で換算する（社外取締役は対象外とする。）。また、対象となる取締役と包括的譲渡制限契約を締結した上で、毎年一定の期日に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付する。包括的譲渡制限契約により、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、退任迄の間、譲渡等による処分が制限されることとなる。

- ④ 金銭報酬の額、または業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど金銭報酬の額及び業績連動報酬等の割合が多くなる設計とする。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会から一任を受けた代表取締役社長がその決定権限を有し、代表取締役社長と社外取締役との事前の意見交換及び取締役会の事後的な検証を前提に、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位や職務責任等を考慮して決定する。

委任を受けた者：代表取締役社長 兼俊 寿志

委任された権限の内容：各取締役の報酬等の額の決定

委任理由：代表取締役社長は、各取締役の能力並びに業務内容を適切に把握していることから各取締役の報酬等の額の決定において「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に沿った決定ができるものと取締役会が判断したものの。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 取締役柳雅二氏は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ顧問を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ② 取締役寶田健太郎氏は、宝田・寿原会計事務所の代表及びスターライトコンサルティング株式会社 代表取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ③ 取締役田中耕司氏は、資本政策研究所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ④ 監査役高崎勝之助氏は、BASFジャパン株式会社の取締役ビジネスサービス本部長兼財務部長を兼務しております。兼職先は、当社化学品事業の主要取引先であり、当社の特定関係事業者であります。また、当社の主要取引先である同社は、当社の株主(持株比率 7.6%)であります。
- ⑤ 監査役今西康訓氏は、弁護士法人本町中央法律事務所の代表社員を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ⑥ 監査役辻村温憲氏は、辻村温憲公認会計士・税理士事務所代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ⑦ 当事業年度における主な活動状況（社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要を含む）
  - ・取締役柳雅二氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、証券市場に関わる深い見識と営業経験等の専門的な見地から意見を述べております
  - ・取締役寶田健太郎氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、税務・会計に関わる専門知識を活かし専門的な見地から意見を述べております。
  - ・取締役田中耕司氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、投資育成業務と企業分析経験に関わる専門知識を活かし専門的な見地から意見を述べております。
  - ・監査役高崎勝之助氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席、また監査役会8回の全てに出席し、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者としての専門的な知識と幅広い経験から意見を述べております。
  - ・監査役今西康訓氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席、また監査役会8回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から意見を述べております。
  - ・監査役辻村温憲氏は、当事業年度開催の取締役会17回中、就任後に開催された取締役会13回の全てに出席、また監査役会8回中、就任後に開催された監査役会5回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての経験を活かし専門的な見地から意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 30,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役員および従業員が法令および定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に従業員教育等を行う。

内部監査室は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。

法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置し、通報者に不利益が及ばない事を保証し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産管理規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署において、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成および配布等を行うものとし、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社においても、各組織、指揮命令系統、責任および権限を報告する義務を設定し、企業集団全体を網羅的・統括的に管理する。

内部監査室は、当会社と同様に子会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、特定の従業員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示を最優先して業務に従事するものとし、当該最優先業務に関しては取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および子会社からなる企業集団に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を、必要に応じて適宜報告する体制を整備する。

内部監査室は、監査結果を適時、適切な方法で監査役に報告する。

通報者に不利益が及ばない内部通報窓口（ホットライン）への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

内部通報窓口（ホットライン）への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役より、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは請求等があったときは、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または請求の精算を行う。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

## (2) 内部統制のシステム運用状況

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を「コンプライアンス・マニュアル」小冊子として、すべての役職員に配布し教育訓練を実施しております。財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行い、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に意見交換会を通じて報告を行っております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で財務体質の強化を図りつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数の表示単位未満は切り捨てて、また比率の表示桁数未満は四捨五入で表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[資産の部]</b>		<b>[負債の部]</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,631,202</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,296,274</b>
現金及び預金	1,673,024	電子記録債務	464,930
電子記録債権	42,248	買掛金	876,796
売掛金	2,116,851	短期借入金	2,250,000
商品及び製品	2,951,965	1年内返済予定の長期借入金	965,000
仕掛品	54,482	リース債務	69,073
原材料及び貯蔵品	663,780	未払金	221,923
前払費用	94,086	未払費用	150,273
未収入金	14,901	未払法人税等	100,530
立替金	375	預り金	8,917
その他	19,922	前受収益	600
貸倒引当金	△434	賞与引当金	99,403
		営業外電子記録債務	63,863
		その他	24,962
<b>固定資産</b>	<b>5,186,482</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,521,741</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,638,285</b>	長期借入金	1,667,500
建物	871,389	リース債務	229,801
構築物	251,867	退職給付引当金	611,943
機械及び装置	294,001	従業員株式給付引当金	12,497
車両運搬具	11,554	<b>負債合計</b>	<b>7,818,015</b>
工具、器具及び備品	91,452		
土地	2,856,882	<b>[純資産の部]</b>	
リース資産	257,268	株主資本	4,874,019
建設仮勘定	3,870	資本金	2,155,352
<b>無形固定資産</b>	<b>181,377</b>	資本剰余金	1,060,713
ソフトウェア	19,422	資本準備金	1,052,562
ソフトウェア仮勘定	153,975	その他資本剰余金	8,150
電話加入権	7,979	<b>利益剰余金</b>	<b>1,832,295</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>366,819</b>	その他利益剰余金	1,832,295
投資有価証券	210,743	繰越利益剰余金	1,832,295
関係会社株式	10,800	<b>自己株式</b>	<b>△174,341</b>
破産更生債権等	13,824	評価・換算差額等	125,650
長期前払費用	21,155	その他有価証券評価差額金	125,650
敷金	16,528	<b>純資産合計</b>	<b>4,999,669</b>
繰延税金資産	76,302		
その他	31,291	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,817,685</b>
貸倒引当金	△13,824		
<b>資産合計</b>	<b>12,817,685</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

科	目	金	額	
売 上 高	製品売上高	8,596,968	8,946,058	
	商品売上高	349,089		
売 上 原 価	製品期首棚卸高	1,965,492	7,495,759	
	当期製品製造原価	7,488,714		
	合 計	9,454,206		
	製品他勘定振替高	716		
	製品期末棚卸高	2,250,426		
	製品売上原価	7,203,063		
	商品期首棚卸高	34,457		
	当期商品仕入高	299,341		
	合 計	333,799		
	商品他勘定振替高	53		
	商品期末棚卸高	41,049		
	商品売上原価	292,695		
	売 上 総 利 益			1,450,298
	販売費及び一般管理費			1,108,927
	営 業 利 益		341,371	
営 業 外 収 益	受 取 利 息	1,073	21,717	
	受 取 配 当 金	8,725		
	受 取 賃 貸 料	7,200		
	雑 収	4,718		
営 業 外 費 用	支 払 利 息	84,311	234,742	
	賃 貸 収 入 原 価	459		
	生 産 休 止 費 用	139,970		
	雑 損 失	10,002		
	経 常 利 益			128,345
特 別 利 益	投資有価証券売却益	265,369	307,302	
	保険解約返戻金	41,933		
特 別 損 失	固定資産除却損	34,246	34,246	
	税引前当期純利益		401,402	
	法人税、住民税及び事業税	108,462	106,863	
	法人税等調整額	△1,599		
	当 期 純 利 益		294,538	

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 製品他勘定振替高及び商品他勘定振替高は、販売費等振替高であります。

# 株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剩 余 金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	2,155,352	1,052,562	8,150	1,060,713	1,595,938	1,595,938	△186,934	4,625,070
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△58,182	△58,182		△58,182
当期純利益					294,538	294,538		294,538
自己株式の取得							△36	△36
自己株式の処分							12,628	12,628
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	236,356	236,356	12,592	248,948
当 期 末 残 高	2,155,352	1,052,562	8,150	1,060,713	1,832,295	1,832,295	△174,341	4,874,019

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	152,220	152,220	4,777,291
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△58,182
当期純利益			294,538
自己株式の取得			△36
自己株式の処分			12,628
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△26,570	△26,570	△26,570
当期変動額合計	△26,570	△26,570	222,378
当 期 末 残 高	125,650	125,650	4,999,669

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 関連会社株式 移動平均法による原価法
    - その他有価証券
    - ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 以外のもの
    - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産 定額法
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。（実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」に準じた処理を適用しております。）

⑤ 従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に将来の定年退職見込率を乗じて計上しております。（実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」に準じた処理を適用しております。）

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 化学品事業

化学品事業における紫外線吸収剤等の販売については、主として製品及び商品が顧客により検収された時点で、顧客に製品及び商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、受託製造製品の一部について、原材料を顧客より調達し加工を加えたのち当該顧客に販売する有償支給取引を行っており、調達した原材料に売り戻し義務がある取引については、取引価額から有償支給原材料相当額を差し引いた純額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として4カ月後の末日までに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ホーム産業事業

ホーム産業事業における防蟻薬剤等の販売については、製品及び商品が顧客により検収された時点で、顧客に製品及び商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- (5) ヘッジ会計の方法
- |               |  |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法    | 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。  |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段・・・為替予約取引<br>ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務      |
| ③ ヘッジ方針       | 外貨建取引における為替変動のリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 振当処理を採用しているため、有効性の評価は行っておりません。           |

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産 76,302千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく経常利益をベースに、各事業の過去実績や市場環境を踏まえて課税所得を調整し、その発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表注記

### (1) 担保資産

① 担保に供している資産	
建物	333,522千円
構築物	7,481千円
土地	2,818,515千円
投資有価証券	155,848千円
計	3,315,367千円
② 担保資産に対応する債務	
短期借入金	1,382,500千円
長期借入金	1,325,500千円
(1年以内返済予定額含む)	
計	2,708,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,916,891千円

(3) 関係会社に対する金銭債務 40,859千円

#### 4. 損益計算書注記

- (1) 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

関係会社との営業取引高	
原材料仕入高	94,940千円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,200千円

- (2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（△は戻入額）

売上原価	△15,995千円
------	-----------

#### 5. 株主資本等変動計算書注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	16,623,613株	一株	一株	16,623,613株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	561,596株	50株	51,044株	510,602株

- (注) 1. 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の買取りによる増加50株であります。  
2. 当事業年度減少株式数は、株式給付信託（BBT）により譲渡制限付株式として支給した当社株式51,044株であります。  
3. 当事業年度期首株式数には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式224,527株及び株式給付信託（J-E SOP）の信託財産として同行が保有する当社株式337,000株が含まれております。  
4. 当事業年度末株式数には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式173,483株及び株式給付信託（J-E SOP）の信託財産として同行が保有する当社株式337,000株が含まれております。

- (3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年 6月25日 定時株主総会	普通株式	58,182千円	利益剰余金	3円50銭	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(注) 2025年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1,965千円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年 6月26日 開催予定 定時株主総会	普通株式	83,117千円	利益剰余金	5円00銭	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(注) 2026年6月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金2,552千円が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	192,762千円
棚卸資産評価損	105,021千円
賞与引当金	31,312千円
その他	82,682千円
繰延税金資産小計	411,777千円
評価性引当額	△292,800千円
繰延税金資産合計	118,977千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	40,703千円
その他	1,972千円
繰延税金負債合計	42,675千円
繰延税金資産の純額	76,302千円

## 7. 退職給付会計に関する注記

(1) 確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	611,943千円
退職給付引当金	<u>611,943千円</u>

※当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	44,326千円
確定拠出年金制度への要拠出額	22,033千円
退職給付費用合計	<u>66,359千円</u>

※当社は退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。また、為替の変動リスクに関しては、為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針」に記載されている「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金であります。

金融商品取引については取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、財務経理部が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 (*2) その他有価証券	208,084千円	208,084千円	－千円
(2) 長期借入金 (*3)	2,632,500千円	2,602,381千円	△30,118千円
(3) リース債務 (*3)	298,874千円	285,485千円	△13,389千円

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	2,658千円
関係会社株式	10,800千円

(\*3) 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	208,084千円	—	—	208,084千円

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（*）	—	2,602,381千円	—	2,602,381千円
リース債務（*）	—	285,485千円	—	285,485千円

（\*）1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金、リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セグメント		合計
	化学品事業	ホーム産業事業	
売上高			
紫外線吸収剤	4,288,986千円	－千円	4,288,986千円
写真薬中間体	197,139千円	－千円	197,139千円
製紙用薬剤	341,449千円	－千円	341,449千円
酸化防止剤	946,314千円	－千円	946,314千円
電子材料	27,154千円	－千円	27,154千円
受託製造製品	2,172,344千円	－千円	2,172,344千円
木材保存薬剤	－千円	772,700千円	772,700千円
その他	45,548千円	154,419千円	199,968千円
顧客との契約から生じる収益	8,018,938千円	927,119千円	8,946,058千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 310円29銭

(2) 1株当たり当期純利益 18円30銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度 510,483株）。また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度 526,565株）。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

ケミプロ化成株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹下	晋平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杏井	康真

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケミプロ化成株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法等を確認し、検討した結果、有限責任あずさ監査法人の報酬は相当であると会社法第399条第1項の同意をしております。

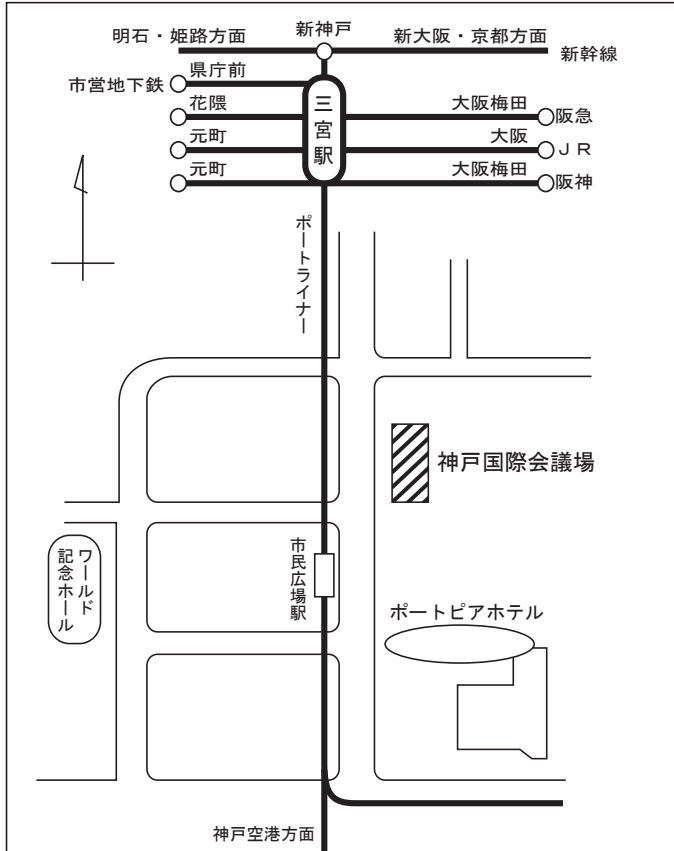
2026年5月20日

ケミプロ化成株式会社 監査役会

常勤監査役	金子	勇一	印
社外監査役	高崎	勝之助	印
社外監査役	今西	康訓	印
社外監査役	辻村	温憲	印

# 株主総会会場ご案内図

神戸市中央区港島中町6丁目9番1号  
神戸国際会議場 5階 501号会議室  
電話 078-302-5200



※ JR線三ノ宮駅、阪急線及び阪神線神戸三宮駅よりポートライナー/  
市民広場駅下車 徒歩2分。